

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三
- 家畜伝染病予防法に基づき報告を求めた件の一部を改正する件 三
- 地籍調査の成果について認証した件二件 三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件の一部を改正する件 三
- 道路の区域を変更する件四件 三
- 道路の供用を開始する件二件 三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件 三
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件二件 三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 三

正 誤

- 平成二十年四月十八日付け定例第九百七十一号中 三

告 示

福島県告示第十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年一月十七日救急病院として認定した。

平成二十一年一月二十日

名称

所在地

社会保険二本松病院

二本松市成田町一丁目五五三

福島県知事 佐藤雄平

認定有効期限

平成二十四年一月一六日

(医療看護課)

福島県告示第十七号

家畜伝染病予防法に基づき報告を求めた件(平成十七年福島県告示第五百七十七号)の二部を次のように改正し、平成二十一年二月一日から施行する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

二中「うづら」の下に「きじ、だちよう、ほろほろ鳥」を、「箇所が百羽以上」の下に「(だちようにあつては十羽以上。以下同じ。)」を加える。

別記様式中「 ウヅラ 」を「 ウヅラ ・ キジ ・ ダチヨウ ・ ホロホロ 」に改める。

(畜産課)

福島県告示第十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称 鮫川村
- 二 成果の名称 東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称 いわき市
- 二 成果の名称 いわき市遠野町大平の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所

- 二 河沼郡柳津町大字飯谷字大久保乙一一三二の五五（次の図に示す部分に限る。）
指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保乙一一三二の五五（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字大塩字平喰八六五一の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第二十二号

保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件（平成二十年福島県告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

三中「道路用地」を「農道用地」に改める。

（治山対策課）

福島県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡玉川村大字南須 釜字石橋五六番一地从 先	変更前	九・五 一九・四	五五六・五
	同 郡同 村大字南須 釜字久保宿一四番地先 まで	変更後	一〇・〇 二三・〇	五五六・五

（道路計画課）

福島県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡玉川村大字南須 釜字石橋五六番一地从 先	変更前	一〇・〇 二三・〇	五五六・五

同 郡同 村大字南須 釜字久保宿一四番地先 まで	変更後	一〇・〇〇 一三・三〇	五五六・五
--------------------------------	-----	----------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塙泉 崎線	石川郡浅川町大字滝輪 字蔵石五六番一地先か ら 同 郡同 町大字滝輪 字内田三九番三地先ま で	変更前 変更後	九・八〇 一七・〇〇	三二七・五 三二七・五

(道路計画課)

福島県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塙泉 崎線	石川郡浅川町大字滝輪 字蔵石五六番一地先か ら	変更前 変更後	一一・二〇 一八・八〇	三二七・五

同 郡同 町大字滝輪 字内田三九番三地先ま で	変更後	一〇・〇〇 一八・八〇	三二七・五
-------------------------------	-----	----------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字南宿四四番一地 先から 同 郡同 村大字南須釜字久保宿一四番地 先まで	平成二十一年一月 二〇日

(道路計画課)

福島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道塙泉崎線	石川郡浅川町大字滝輪字蔵石五六番一地先 から 同 郡同 町大字滝輪字内田三九番三地先 まで	平成二十一年一月 二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人チャオ
- 三 代表者の氏名
山田 肇
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市中之作字須賀一番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者を中心とした障害者に対する援助事業及び共同作業所等への援助事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

日 時	場 所	案 件
平成二十一年二月二日 午後一時三〇分	福島市 福島県消費生活センター 研修室	福島県ツキノワグマ保護管理 計画の策定について

（自然保護課）

公告第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越湯本店 いわき市常磐湯本町天王崎一番地八十五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千九百四十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十年三月三十一日
- 五 届出年月日
平成二十一年一月七日
- 六 届出をした者
株式会社藤越

（商業まちづくり課）

公告第三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十一年一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越相馬店新館 相馬市中村字塚田五十二番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千七百平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十年十二月三日
- 五 届出年月日
平成二十一年一月七日
- 六 届出をした者
株式会社藤越

（商業まちづくり課）

公告第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画昭和町地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課) 福島県知事 佐藤 雄 平

公告第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画昭和町土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十一年一月二十日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画須賀川駅前土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十一年一月二十日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年四月十八日付け定例第九百七十一号中

二六四	上	後から	第三三十一号	第三三十一号
-----	---	-----	--------	--------

一八